

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について 中間取りまとめ

平成 22 年 3 月 24 日
コンテンツ強化専門調査会
インターネット上の著作権侵害
コンテンツ対策に関するWG

I. はじめに

コンテンツ産業の振興を図っていく上で、インターネット上に氾濫する著作権侵害コンテンツの対策は急務である。

対策を講じるに当たっては、法的保護の在り方だけでなく、技術開発等の民間の取組、正規版流通の促進、消費者啓発など様々な観点から、総合的に検討することが必要である。

上記の観点の下、本WGにおいては法的保護の在り方を中心に検討を行ってきた。

特に「アクセスコントロール回避規制の在り方」と「プロバイダの責任の在り方」については、現在交渉が進められている模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）における主な論点の1つとされているところ、その他の課題に優先して検討を行い、その検討結果を取りまとめた。

なお、今後さらにその他の課題について検討を行い、それらの検討結果と併せて報告書を作成することとする。

II. アクセスコントロール回避規制の在り方について

1. 回避機器規制について

現状の被害実態を踏まえ、アクセスコントロール回避機器の規制について、対象行為を拡大する（「製造」及び「回避サービスの提供」）とともに、対象機器を拡大する（「のみ」要件の緩和、主観的要件と客観的要件の組み合わせによる規制等）ことが必要である。

また、回避機器の頒布等に刑事罰を設けるとともに、回避機器の水際規制を設けることが必要である。

なお、上記それぞれの措置を講じるに当たっては、相互に与える影響を踏まえ、必要以上に規制範囲を広げないよう留意することが必要である。

(1) 問題の所在について

- アクセスコントロール回避機器に関する規制については、平成11年の法改正により、不正競争防止法において一定の範囲が規制対象となっている。
- しかしながら、近年、回避機器の氾濫によって、コンテンツ産業に大きな被害が生じている。特に、ゲーム業界においては、マジコンと呼ばれる回避機器等を用いた違法ゲームソフトの使用により、多大な被害が生じている。また、今後、コンテンツの流通形態としては、インターネット配信が一般的になり、アクセスコントロールはさらに重要となってくる。
- そのため、アクセスコントロールの回避機器規制に関し、現状の問題点や国際的動向を踏まえ、現在の規制で十分かどうか検討を行った。

(2) 対象行為の拡大について

i) 現行制度について

- 不正競争防止法において、アクセスコントロール回避機器・プログラム（以下「回避機器等」という。）の譲渡、引渡し、譲渡等目的の展示、輸出、輸入、送信する行為は「不正競争」として規制されているが、回避機器等の「製造」及び「回避サービスの提供」は規制されていない。
- 不正競争防止法改正当時は、技術開発への影響への配慮から、「製造」は対象とならなかった。また、規制すべき実態を勘案し、「回避サービスの提供」は対象とならなかった。
- なお、コピーコントロールについては、著作権法において、回避機器・プログラムの公衆への譲渡・貸与、公衆譲渡等目的の製造・輸入・所持、公衆供与、公衆送信、送信可能化、回避サービスの提供を規制している。

ii) 問題点について

- 回避プログラムについては国内においても開発されているとともに、近年では、民事措置による輸入差止めから逃れるため、回避機器としてではなく、部品単位で海外から輸入し、国内において組み立てるケースがあるが、対応できない。
- 近年では、実際に自らの視聴機器等に回避機器等を導入するに当たっては特別な知識が必要であることや時間が掛かることから、ユーザーに対し機器を改造して回避できるようにするサービスの提供が行われているが、対応できない。

iii) 国際的動向について

- アメリカやEU（イギリス、ドイツ、フランス等）等では、著作権法において、回避機器の「製造」及び「回避サービスの提供」も含めて規制されている。

iv) 必要な対策について

- アクセスコントロール回避機器の「製造」及び「回避サービスの提供」を新たに規制対象とすることが必要である。

v) 留意事項について

- 「製造」については、メーカーにおける機器の製造や保守サービス等を考慮し、規制範囲を今後さらに検討することが必要である。例えば、譲渡等目的に限定することが考えられる。
- 「回避サービスの提供」については、現在コピーコントロールに関する回避サービスについて限定的に規制していることや、回避方法を教えるなど単なる情報の提供については表現行為そのものであることを踏まえ、規制範囲を今後さらに検討することが必要である。
- 下記（3）のとおり対象機器を拡大することを踏まえ、必要以上に規制範囲が広がらないよう留意することが必要である。

(3) 対象機器の拡大について

i) 現行制度について

- 不正競争防止法において、アクセスコントロールを回避する（技術的制限手段の効果を妨げる）ことにより視聴等を可能とする機能「のみ」を有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）を対象としている。（プログラムも同様。）
- 不正競争防止法改正当時は、必要最小限の規制とする観点から、回避以外には経済的・商業的な用途が存在しないものに限定し、さらに汎用の機器等は対象とならないこととした。
- なお、コピーコントロールについては、著作権法において、回避を行うことを「専ら」その機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）を規制対象としている。（プログラムも同様。）

ii) 問題点について

- 現在、回避機器の販売等については、規制を逃れようとする悪質ケースが多数見られる。具体的には、「のみ」要件の対象とならないよう、意図的に他の機能を付して販売するケースや、販売される機器そのものには回避機能はないものの、購入後にインターネット上で一般的に

流通しているファームウェア（回避プログラム）をダウンロードして回避機器として利用させるケース等がある。

- 「のみ」要件については、他の機能がないことを権利者側で立証する必要があるが、不存在の立証は難しく、実態に柔軟に対応できない。また、プログラムの場合は、機器と比べると、様々な機能を有していることが通常であり、「のみ」要件を厳格に解釈すると対象とならない可能性が高い。
- フラグ方式（特定のフラグ信号を機器側で読み取りコントロールを動作させるものなど）によるアクセスコントロール及びコピーコントロールについては、いわゆる「無反応機器」の問題がある。無反応機器は、それらの効果を「妨げる」ものではなく、それらに「反応しない」ものであり、現在、規制の対象となっていない。この点、無反応機器を規制すると、その結果として機器側にすべてのアクセスコントロール及びコピーコントロールに反応することを義務付けることになるため、無反応機器一般については規制すべきではない。しかしながら、実態として回避することと同じ効果が得られることを名目に、特殊な無反応機器を販売しているケースがある。例えば、地上デジタル放送については、アクセスコントロール及びコピーコントロールの組み合わせによって著作物を保護しているが、コピーコントロール（ダビング10等）に関する特殊な無反応機器の流通が大きな問題となっている。

iii) 国際的動向について

- アメリカでは、著作権法において、以下のものが規制されている。
 - (a) 主として回避することを目的に設計され又は製造されるもの
 - (b) 回避する以外には、商業的に限られた目的又は用法しか有しないもの
 - (c) 回避するために使用することを知っている者又はこれに協力する者によって販売されるもの
- EUでは、「情報社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州会議及びEU理事会指令」において、以下のものが規制されている。
 - (a) いずれかの効果がある技術的手段の回避の目的で宣伝され、広告され又は市場化されるもの
 - (b) いずれかの効果がある技術的手段を回避する以外に商業的に重要な目的又は用途をもたないもの
 - (c) 主としていずれかの効果がある技術的手段の回避を可能にし、又

は容易にする目的で設計され、制作され、調整され又は使用されるもの

- 同指令に基づき、ドイツ、フランスでは、著作権法において、同様に規制されている。
- iv) 必要な対策について
- 権利者側の立証負担を軽減し、実態に柔軟に対応できるようにするため、現在の「のみ」要件よりも広い範囲の機器を規制することが必要である。
 - 具体的には、「のみ」よりも柔軟に解釈できる要件に拡大することが必要である。例えば、「主たる目的」や「専ら」などが考えられる。また、「回避するために特別に設計された機能を有する機器」とすることも考えられる。
 - さらに、特許法の間接侵害規定を参考にして、客観的要件と主観的要件の組み合わせによる規制を新たに設けることも考えられ、上記「のみ」要件の改正と併せて検討することが必要である。
客観的要件としては、例えば、回避に「用いることができる装置」とした上で「国内において広く一般に流通しているもの」を除くことが考えられる。また、主観的要件については、例えば、回避に「用いられることを知りながら」とすることが考えられる。
 - また、アクセスコントロールだけでなく、コピーコントロールにも関係する問題であるが、実態として回避機器の頒布と同じように、特殊な無反応機器を販売しているケースを限定的に規制することについて、今後さらに検討することが必要である。ただし、限定的に規制する場合であっても、メーカーの製造行為を阻害するおそれがあることを踏まえ、その弊害等も含めて検討することが必要である。
- v) 留意事項について
- 「のみ」要件を拡大するに当たっては、萎縮効果を考慮して、一般的に流通している機器は対象から除くことが必要であるとの意見があった。
 - 上記(2)のとおり対象行為を拡大することを踏まえ、必要以上に規制範囲が広がらないよう留意することが必要である。
 - 「のみ」を「専ら」又は「主たる目的」に改正して、要件を緩和すべきとの意見があった。
 - 「のみ」を「専ら」又は「主たる目的」にするよりは、特許法の間接侵害規定を参考に主観的要件を付加した規制を設けるべきとの意見があった。

(4) 刑事罰について

i) 現行制度について

- 不正競争防止法において、アクセスコントロール回避機器の頒布等については、損害賠償請求権と差止請求権が定められているが、刑事罰は設けられていない。
- 不正競争防止法改正当時は、経済活動に対する過度の萎縮効果を回避するため、刑事罰は導入しないこととされた。
- なお、コピーコントロールについては、著作権法において、回避機器・プログラムの公衆への譲渡等を規制しており、刑事罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科も可））の規定がある。

ii) 問題点について

- 回避機器等を販売している会社はペーパーカンパニーである場合や、訴訟が提起されそうになるとすぐに会社を閉鎖する場合があります、損害賠償請求や差止請求では対応できない。
- 民事訴訟は個別の問題の解決にとどまり、当然のことながらその他の事例については抑止効果がなく、同じような回避機器であっても他の会社で販売が容易に行われてしまう。
- 組織的に販売等が行われているケースがあるにもかかわらず、民事措置だけではそれらを立証するに足る証拠を収集することが事実上困難であり、それらの組織的行為を網羅的に押さえることができない。

iii) 国際的動向について

- アメリカやEU（ドイツ、フランス、イギリス等）等では、著作権法において、回避機器の頒布等を規制しており、刑事罰が設けられている。

iv) 必要な対策について

- アクセスコントロール回避機器の頒布等に対して、刑事罰を設けることが必要である。

v) 留意事項について

- 上記（2）や（3）で規制範囲を拡大することも踏まえ、必要な刑事罰の範囲や明確性の原則との関係等を今後さらに検討することが必要である。

(5) 水際規制について

i) 現行制度について

- 税関による水際規制の対象となる物品については、関税法において定められているが、不正競争防止法第2条第10号及び同条第11号に掲げる行為を組成する物品は対象となっていない。また、著作権又は

著作隣接権を侵害する物品は水際規制の対象とされているが、アクセスコントロール及びコピーコントロールの回避機器の輸入等は、著作権法において著作権又は著作隣接権の侵害とされていないため、水際規制の対象となっていない。

ii) 問題点について

○ マジコンなどの回避機器は専ら海外で製造され、日本に輸入されているが、現地の製造元を押さえることは難しいため、水際での差止めが必要となっている。

iii) 国際的動向について

○ 韓国やフランス等では、水際規制の対象となっている。

iv) 必要な対策について

○ アクセスコントロール回避機器に対して、水際規制を設けることが必要である。

v) 留意点について

○ 水際規制を設けるに当たっては、刑事罰などの国内の規制態様を踏まえ、その規制の方法について検討することが必要である。また、税関において迅速・適正に侵害の該否を判断できるようにすることが必要である。

(6) 適用除外規定について

○ 上記のとおり、規制を拡大するに当たっては、メーカーにおける製造開発や修理・保守サービス等に支障を与えないよう、適用除外規定を設けることが必要であり、その具体的な規定については今後さらに検討が必要である。

2. 回避行為規制について

回避行為が横行していることを踏まえ、正当な目的で行う回避行為は適用除外とした上で、一定のアクセスコントロール回避行為を規制することが必要である。

ただし、適用除外規定については、正当な著作物の利用を阻害しないよう、今後さらに検討することが必要である。

なお、個人が私的に行う回避行為に対して刑事罰を設けることについては慎重に検討すべきである。

(1) 問題の所在について

- 近年、回避機器等の氾濫に伴い、個人等によるアクセスコントロール回避行為が横行している。また、現在、アクセスコントロール回避行為は規制されていないこともあり、それを助長する雑誌が多数発売されている。
- さらに、コンテンツのインターネット配信においては、ユーザーの利便性を考慮し、コピーコントロールではなく、アクセスコントロールのみで著作物を保護するケースが増えている。
- そのため、アクセスコントロールの回避行為規制に関し、現状の問題点や国際的動向を踏まえ、規制の必要性等について検討を行った。

(2) 回避行為の規制範囲について

i) 現行制度について

- 現在、回避行為を規制する法律はない。
- 不正競争防止法は、公正な事業者間の競争秩序の確保を目的としており、改正当時において、提供行為が多くの回避行為を呼び起こし大きな被害をもたらすのに比し、個々の回避行為は互いに独立して行われ、その被害も限定的であり、また個々の回避行為を捕捉することは困難であることから、回避行為を規制することはしなかった。
- 著作権法においては、著作物を単に視聴することは著作権等の対象となっていないことを踏まえ、アクセスコントロールを規制対象とすることはこれまで見送られてきた。

ii) 問題点について

- 今後、インターネット配信によるビジネスが増加する中、コピーコントロールではなく、アクセスコントロールによって著作物を保護することが増えることを考えると、その保護は不十分である。例えば、コンテンツ配信においては、ダウンロードした機器でしか再生できないようにするアクセスコントロールや、一定の視聴期間しか再生できないようにするアクセスコントロールが用いられている。
- マジコンの使用のように、違法に複製された著作物の利用を目的とした個人による回避行為が横行している。
- DVDのCSSの回避のように、実質的にコピーを保護するために利用されているアクセスコントロールを回避することによって、本来できないはずの複製が行われている。
- アクセスコントロールの回避行為は規制対象となっていないこともあり、回避行為を助長する雑誌が多く発売されている。

iii) 国際的動向について

- アメリカでは、著作権法において、「何人も、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない」として、回避行為が規制されており、さらに刑事罰が設けられている。
- EUでは、「情報社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州会議及びEU理事会指令」において、「関係する者が、その目的のためであることを知り、又は知るべき合理的な理由を有しながら行う、いずれかの効果のある技術的手段の回避に対して、適切な法的保護を与える」とされており、回避行為が規制されているが、刑事罰を設けるかについては各国の裁量となっている。
- 同指令に基づき、ドイツ、フランスでは、著作権法において、回避行為が規制されており、さらに刑事罰が設けられている。

iv) 必要な対策について

- 著作物を保護するアクセスコントロールについて、正当な目的で行う回避行為は適用除外とした上で、一定の回避行為を規制することが必要である。ただし、個人が私的に行う回避行為に対して刑事罰を設けることについては慎重に検討すべきである。
- 上記前提の下、その対象としては、具体的には、DVDなどの実質的に複製権を保護する目的で用いられているアクセスコントロールを回避することや、マジコンを使用してアクセスコントロールを回避すること、視聴期間の設定等のインターネット配信で一般的に用いられているアクセスコントロールを回避すること等を規制することが挙げられる。

v) 留意事項について

- 個人が私的に行う回避行為に対して刑事罰を設けることについては、違法配信された複製物から行う私的複製は平成21年の著作権法改正により違法とされたが、刑事罰が設けられなかったこと等を踏まえて、慎重に検討することが必要である。
- また、企業等が業として行う回避行為に対する刑事罰については、国際的動向を踏まえて、検討することが必要である。
- 回避行為規制を個人に及ぼすに当たっては、例えば消費者による団体訴権を設けるなど、個人の自由利用を確保する手段が必要であるとの意見があった。
- 回避行為規制を設けるに当たっては、バランスを図るため、国際的動

向も踏まえ、複製権の範囲や私的利用の範囲を併せて考えることが必要であると意見があった。

(3) 適用除外規定について

- 正当な著作物の利用を阻害しないよう、適用除外規定を設けることが必要である。また、具体的な規定については今後さらに検討することが必要である。

例えば、著作権法の権利制限規定や不正競争防止法の適用除外規定、諸外国の立法例を踏まえると、以下の場合が考えられる。

- ◇暗号化研究や情報解析目的などの研究開発
- ◇保守・修理目的
- ◇セキュリティ検査目的
- ◇障害者利用目的
- ◇図書館におけるアーカイブ目的
- ◇教育機関における教育目的
- ◇報道目的
- ◇司法・行政目的

- 個別の適用除外規定を設けることに加え、正当な目的で行う回避行為を適法とする一般規定を設けるかについて今後さらに検討することが必要である。
- 不当な目的によってアクセスコントロールが用いられることを防ぐための措置の必要性について今後さらに検討することが必要であるとの意見があった。

3. 保護法律について

- 上記のとおり規制を強化するに当たっては、不正競争防止法と著作権法のいずれにおいても対応することが可能ではないかと考えられるが、それぞれの法で規制した場合の違い（著作権法で保護される著作物へのアクセスをコントロールするものに限られるか等）に留意しつつ、具体的な制度設計を行うことが必要である。なお、その検討に当たっては、関係省庁が共同して検討を行う場を設けることが必要である。
- 仮に著作権法で対応する場合は、著作物へのアクセスそのものではなく、アクセスコントロールを回避する支分権を創設する方法や、アクセスコントロールを回避する行為をみなし侵害として規制とする方法等が考えられる。
- 支分権として認めると、幅広い範囲の回避行為を規制してしまうおそれ

があるため、慎重に検討すべきとの意見があった。一方、みなし侵害とした場合も同様であり、慎重に検討すべきとの意見があった。

- アクセスコントロールがデジタル・ネットワーク社会における著作物の保護方法となっている以上、支分権として広く規定することが必要であるとの意見があった。
- 回避する権利を譲渡やライセンスすることは考えにくいので、みなし侵害規定で対応すべきとの意見があった。

Ⅲ. プロバイダの責任の在り方について

1. 侵害対策措置の実施を促す仕組みについて

著作権侵害コンテンツの流通は膨大となっており、個別案件毎に通知して削除する対症療法的な仕組みだけでは、現実的に限界となっている。

このため、新たな技術進展も踏まえ、権利者とプロバイダ（特定電気通信役務提供者）との間で適切な役割分担を図ることによって、著作権侵害コンテンツの流通量自体を減らしていくことが重要である。

具体的には、個別案件の監視や削除要請を権利者が行うことと併せ、プロバイダ側も、例えば、侵害行為を行う者に対する警告メールの送付、反復侵害者や悪質な侵害者に対するサービスを停止する旨の規約の整備・運用、特に動画共有サイト等については、事後的に自主的なパトロールや技術的手段を用いて著作権侵害コンテンツの検出を効率的に行う等の対応を図ることにより、効果的に著作権侵害コンテンツの流通を減らすことが可能である。実際、こうした取組は一部のプロバイダにおいては権利者と協働して行われている。

こうした観点から、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する新たな侵害対策措置を図る実効的な仕組みを構築することが必要である。具体的には、現行のプロバイダ責任制限法の運用と同様、関係者が協議してガイドラインを策定し、類型ごとにプロバイダの行動基準（著作権者等も含む）を定めて運用する仕組みを構築する必要がある。

さらに、上記措置を促すに当たっては、民法の過失責任主義を前提として、例えば、プロ責法において、一般的な監視義務を負わないものの、適切な侵害対策措置を講じていなければ損害賠償責任を負い得ることを明確にするなど、現行制度の検証も含めて、上記措置を促すための法制度の必要性について、今後さらに検討することが必要である。

(1) 問題の所在について

- 著作権侵害コンテンツの流通は膨大となっており、個別案件毎に通知して削除する対症療法的な仕組みだけでは現実的に限界となっている。
- このような状況においては、新たな技術進展も踏まえ、権利者とプロバイダとの間で適切な役割分担を図ることによって著作権侵害コンテンツの流通量自体を減らしていくために、プロバイダにおける対策を促す仕組みが重要である。

- このため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みについて、現状の問題点や国際的動向を踏まえ、検討を行った。

(2) 現行制度について

① 電気通信事業法

- 全ての電気通信事業者に対して、検閲及び通信の秘密の侵害が禁止されており、違反には刑事罰が科せられている。また、登録又は届出が必要な電気通信事業者には、差別的取扱いの禁止や、災害等の場合の重要通信の確保等の義務が併せて課せられており、これらの義務違反や、提供サービスに関して利用者利益を阻害している場合には、総務大臣から業務改善命令を発出することができる。
- ネット上で展開されるサービスには、電気通信事業法による規律が弱いものや、同法の射程の範囲外であるものが多く存在する。例えば、電子掲示板の運営は届出不要の電気通信事業であり、自ら情報発信のみを行うウェブサイトの開設は電気通信事業には当たらない。
- プロバイダに対する侵害対策措置等については規定されていない。

② 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロ責法」という。）

- 第3条第1項において、権利者との関係で、善意無過失の場合には損害賠償責任が生じないことを明確化している。具体的には、権利を侵害していることを知っていたとき（悪意）又は知ることができた相当な理由があるとき（過失）でなければ、損害賠償責任が発生し得ないとしている。
- プロバイダに対する侵害対策措置等については規定されていない。

③ 著作権法

- インターネットを通じた公衆への著作物の伝達行為は網羅的に権利範囲に包含される。また、平成21年の改正により、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することは、私的使用目的でも違法となった（罰則なし）。
- プロバイダに対する侵害対策措置等については規定されていない。

(3) 問題点について

- 著作権侵害コンテンツの流通は膨大となっており、個別案件毎に通知して削除する対症療法的な仕組みだけでは現実的に限界がある。

- プロバイダの多くは、プロ責法を意識して行動しており、権利者から通知があった際には侵害コンテンツを削除するなどしている。しかしながら、現在の状況においては、そもそも権利者がそれらを発見することができず、プロバイダに通知することができないため、特に動画共有サイトなどのように不特定多数の者がコンテンツを投稿できるサービスにおいては、著作権侵害コンテンツが多数掲載されている。また、権利者の規模にも左右され、人員を有する大手組織では対応が比較的できるが、小規模の組織の場合には事実上対応が困難となっている。
- さらには、近年、急速に広がったファイル共有ソフトを通じた著作権侵害については、そもそも管理者たるプロバイダがいないため、削除要請をすることができず、権利者自身のみでファイル共有ソフトによる被害を抑制することは極めて難しい状況にある。
- このため、新たな技術進展も踏まえ、権利者とプロバイダとの間で適切な役割分担を図ることによって著作権侵害コンテンツの流通量自体を減らしていくことが必要不可欠である。
- 具体的には、個別案件の監視や削除要請を権利者が行うことと併せ、プロバイダ側も、例えば、侵害行為を行う者に対する警告メールの送付、反復侵害者や悪質な侵害者に対するサービスの利用停止、特に動画共有サイト等については自主的なパトロールや技術的手段を用いて著作権侵害コンテンツの検出を効率的に行う等の対応を図ることにより、効果的に著作権侵害コンテンツの流通を減らすことが可能である。
- 実際に、サービスの形態に伴って、著作権侵害の発生する蓋然性が高くなっており、一部のプロバイダにおいては、自主的に著作権侵害対策を行うべく、自主的にパトロールを行って削除している。また、一部の動画共有サイト等においては、フィンガープリント等の技術的手段を用いて、権利者と共同して迅速に著作権侵害コンテンツを削除する仕組みを構築しており、大きな成果を挙げている。
- また、ファイル共有ソフトの場合には、IPアドレス等から本人情報を特定することができる接続プロバイダの役割が大きいため、一部の接続プロバイダでは本人に対して権利者からの警告メールを転送する措置を実施しているが、さらなる被害を予防する観点からその役割は重要となっている。
- しかしながら、現在、こうした取組を促すインセンティブはなく、上記のような取組は一部にとどまっており、十分に取組が進まない状況となっている。
- これまでのファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会におけ

る警告メール送付の取組については、本年3月から開始されているものの、現時点で実際に実施しているプロバイダは少ない。また、動画共有サイトに関する協議会は立ち上がっていない。

- なお、一部の悪質なプロバイダにおいて、権利者から通知があったときの削除以外に何ら自主的な対策を実施せず、著作権侵害が横行している場合には、裁判において情報の発信者とみなして損害賠償責任を認めたケースもあるが、相当程度悪質なケースに限られており、上記のインセンティブとはなっていない。

(4) 国際的動向について

- アメリカでは、著作権法（DMCA）において、プロバイダに著作権侵害の判断をさせない仕組みをとっており、権利者から著作権侵害である旨の通知を受けた場合には、迅速に削除しなければならず、反対通知があった場合には、訴訟を提起しない限り、当該削除情報を復活させなければならない。なお、この削除を前提とする制度は権利者側の濫用のおそれがあるとの指摘もある。

これはセーフハーバー条項であり、プロバイダが善意・無過失であって、かつ、通知があった際に迅速に削除したとき（ノーティスアンドテイクダウン手続）は完全に責任を生じないとされている。また、このセーフハーバーの免責を受ける要件として、①反復侵害者に対する契約解除方針を採用又は合理的に実施していること、②標準的な技術手段（注）の導入等が規定されている。

（注）②の標準的な技術手段は、関係者間の合意を前提としているが、DMCA制定当時（平成10年成立。平成12年から施行。）においては実質的にコンセンサスが得られる標準的な技術手段は存在しなかったため、実質化されることなく現在まで至っているとの指摘がある。

なお、著作権法（DMCA）において、サービスを監視し、又は侵害行為を示す事実を積極的に探索することは、免責の条件とならないものの、標準的な技術的手段に合致する範囲の監視又は探索は除く旨定められている。ただし、技術的手段については、前注のとおり実質的に機能していない。

- EUでは、「域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する欧州議会及び理事会指令」において、侵害対策措置に関する特段の規定は無い。しかし、例えば、フランスでは、侵害を繰り返す悪質なユーザーに対する強制的な遮断を、プロバイダに対し裁判所が命ずることが可能な制度を整備する等、欧州各国において制

度の検討が進められている。

なお、同指令において、情報を監視する一般的義務、及び違法行為を示す事実又は条項を積極的に探す一般的義務を課してはならない旨定められている。

(5) 必要な対策について

(新たな侵害対策措置を図る実効的な仕組みの構築)

- 上記問題点を踏まえると、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する新たな侵害対策措置を図る実効的な仕組みを構築することが必要である。具体的には、現行のプロバイダ責任制限法の運用と同様、関係者が協議してガイドラインを策定し、類型ごとにプロバイダの行動基準（著作権者等も含む）を定めて運用する仕組みを構築する必要がある。
- その内容としては、例えば、侵害行為を行う者に対する警告メールの送付、反復侵害者や悪質な侵害者に対するサービスの利用停止、特に動画共有サイト等については事後的に自主的なパトロールや技術的手段を用いて著作権侵害コンテンツの検出を効率的に行うこと等が考えられる。

(法制度の必要性の検討)

- さらに、上記措置を促すに当たっては、民法の過失責任主義を前提として、例えば、プロ責法において、一般的な監視義務を負わないものの、適切な侵害対策措置を講じていなければ損害賠償責任を負い得ることを明確にするなど、現行制度の検証も含めて、上記措置を促すための法制度の必要性について、今後さらに検討することが必要である。

ただし、検討に当たっては、民間の取組の進捗状況や法制度による萎縮効果を考慮することが必要である。

- プロバイダが仮に個別の侵害状況について認識していない場合であっても、一般的な監視義務を負わない範囲内で、防止措置を採ることが容易であり、当該措置が合理的なものであって当該措置によって結果を回避する蓋然性が高いと認められる場合には、結果回避義務が生じ、不法行為責任が発生し得る。

例えば、繰り返し侵害行為を行う者について権利者から明確な証拠とともに通知を受けた結果、十分に認識しており、さらなる侵害効果が明らかに予想されていたにも関わらず、何ら措置をとらずに被害を生じさせたケースについては、損害賠償責任が発生し得る。

そのため、プロ責法において民法の過失責任の範囲で侵害対策措置を講

ずることを位置付けることが考えられる。なお、現行のプロ責法第3条第1項においては、個別の情報流通を知らない場合には、一切責任が生じないと解されており、上記のような不法行為責任の発生の余地を必要以上に狭めているとの指摘もある。

(6) 留意事項について

- 侵害対策措置については、プロバイダが権利者団体と自主的に協力して取り組むアプローチが世界的な動向であるとの意見があった。
- プロ責法などの法律で損害賠償責任を明確化することについては、立法事実や国際的動向、法律を設けることによる萎縮効果を踏まえて、慎重に検討すべきとの意見があった。
- 様々な立場の権利者やプロバイダがいる中、関係省庁の支援があったとしても、民間の自主的な取組だけで実効的なガイドライン等を作ることは難しく、プロ責法で一定の責任を負い得ることを明確にした上で、ガイドラインを作る必要があるとの意見があった。
- 接続プロバイダについては、観念的にはプロ責法の対象となり得るが、事実上適用となっておらず、民事責任を問われることはないとの意見があった。一方で、過失責任主義の下では、接続プロバイダであっても、当然民事責任を問われることはあるとの意見があった。
- 民間の自主的なガイドラインではなく、法律上、どのような侵害対策措置を講じることが必要か明確にした上で義務を課すことが必要であるとの意見があった。一方で、プロバイダは多種多様であり、具体的内容を法律で定めることは難しいとの意見があった。
- ガイドラインを策定するに当たっては、著作権侵害であるかをどのように判断するか検討するとともに、プロバイダの中には大学等も含まれており、そのサービス内容やサービスを停止することの不利益を踏まえて、検討することが必要であるとの意見があった。
- 侵害対策措置を講じるに当たっては、権利者とプロバイダにおいて、それぞれの役割に応じて費用負担すべきとの意見があった。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等他の分野への影響を考慮することが必要であるとの意見があった。

2. 迅速な削除手続について

| |
|---------------------------------------------------------------------|
| 現在、プロ責法に基づくガイドラインの運用により、少なくとも大手プロバイダと大手権利者との間では概ね迅速な削除は確保されており、むしろ、 |
|---------------------------------------------------------------------|

著作権侵害コンテンツが膨大であるために個別の要請に基づく削除という対症療法的な対応では限界がある点が大きな問題である。

他方、国際的に透明性を高めるとの観点や今後のACTA交渉等の国際的動向を踏まえ、例えば削除手続を法律上明確化する等の対応について、今後検討することが必要である。

なお、国際的な調和の観点を踏まえると、ガイドラインの英語訳を公開するなどの透明性を高めることが必要である。

(1) 問題の所在について

- 現在、ガイドラインの運用によって、著作権侵害が明白な場合には、概ね迅速な著作権侵害コンテンツの削除は実現できているものの、一部のプロバイダにおいては迅速な削除は実現できていない。また、インターネットにおいては国境がないことから、海外の権利者にとっても迅速な削除が実現できる手続にする必要がある。
- このため、迅速な削除手続について、現状の問題点や国際的動向を踏まえ、検討を行った。

(2) 現行制度について

(権利者との関係について)

- プロ責法第3条第1項は、他人の権利を侵害する情報が流通した場合（著作権侵害に限定されていない）について、情報の流通を知っている場合であって、削除（不特定の者に対する送信を防止する措置を講じること）が可能であって、かつ、①侵害していることを知っていたとき（第1号）、又は、②知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるとき（第2号）でなければ、権利者との関係においてプロバイダに損害賠償責任が生じないとしている。
- これは、民法第709条の不法行為の成立要件をプロバイダに当てはめて、過失責任を明確化したものである。
- なお、情報の発信者と認められる場合はこの限りでないとしており、上記の要件にかかわらず、損害賠償責任を負う可能性がある。なお、発信者とは、プロ責法第2条第4号において、記録媒体に情報を記録し、又は送信装置に情報を入力したものとされている。

(発信者との関係について)

- 一方、プロ責法第3条第2項は、情報を削除した場合について、発信者との関係において、必要な限度であり、かつ、①侵害していると信じる

に足りる相当な理由があるとき（第1号）、又は、②発信者に通知をして7日間を経過しても同意しない旨の回答がないとき（第2号）は、損害賠償責任が生じないとしている。

- これは、第1号は不法行為上の過失責任を明確化したものと解されているが、第2号は発信者に意見表明の機会を設けているにもかかわらず、発信者が何ら自らの権利等に関わる主張を行わない場合であることから、損害賠償責任が生じない場合を規定したものである。

（ガイドラインによる規範形成について）

- プロ責法第2項第1号の「信じるに足りる相当な理由」ではどのような場合に迅速に削除できるか明確になっていないことから、行為規範を形成すべく、権利者団体とプロバイダ団体による民間の自主的なガイドラインにおいて、JASRACなどのあらかじめ認定を受けた信頼性確認団体から通知があったときは、「信じるに足りる相当な理由」があったものとして、プロバイダは迅速に削除する運用がなされている。

（3）問題点について

- ガイドラインの運用により、少なくとも大手プロバイダと大手権利者との間では概ね迅速な削除は確保されている。なお、迅速に削除が行われない場合には、削除されるまでの間（合理的な期間を除く）に生じた損害については責任を負い得るのであり、法的には損害賠償請求は可能である。（むしろ、上記のとおり、著作権侵害コンテンツが膨大であるために個別の要請に基づく削除という対症療法的な対応では限界がある点が最大の問題である。）
- 他方、法律上は「信じるに足りる相当な理由」という規定を設けるだけで、具体的には行動規範は民間のガイドラインにおいて柔軟に運用するという方法は、我が国のようにコンセンサスが重視される文化においては機能し易いと言えるが、必ずしもガイドラインの策定や業界団体に参加していない外国企業から見れば必ずしも透明性が高い仕組みとは言えない。

（4）国際的動向について

- アメリカでは、著作権法において、著作権侵害に関するプロバイダの責任について規定されており、プロバイダに著作権侵害の判断をさせない仕組みを設けている。具体的には、プロバイダは、権利者から著作権侵害である旨の通知を受けた場合には迅速に削除しなければならず、削除

された旨の連絡を受けた発信者から復活要求があった場合には、訴訟を提起しない限り、当該削除情報を復活させなければならない。

これは、当事者間の訴訟で争うことを前提とした制度であるとともに、プロバイダによる実体的な判断が必要ない制度になっている。このうち、削除の局面に着目すると、通知を受けての迅速な削除はセーフハーバー条項であり、プロバイダが善意・無過失であって、かつ、通知があった際に迅速に削除したとき（ノーティスアンドテイクダウン手続を行ったとき）は完全に責任が生じないとされている。

- EUでは、「域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する欧州議会及び理事会指令」において、いわゆるホスティングサービスを提供するプロバイダは、①違法な行為又は情報を実際に知らず、損害賠償請求に関して違法な行為又は情報がどのような事情から又はどのような状況から発生しているのか知らないこと、又は、②それらを知った場合、情報を除去するか情報へのアクセスを無効にするための措置を直ちにとることを条件に責任を負わないこととされている。
- ドイツでは、「テレサービスの利用に関する法律」において、EU指令と同様に規定されている。

（5）必要な対策について

- 現在は、民間のガイドラインの運用によって概ね迅速な削除が実現できるとされているが、今後のACTA交渉等の国際動向を踏まえつつ、例えば削除手続を法律上明確にする等の対応について、今後、検討することが必要である。
- 国際的な調和の観点から踏まえると、ガイドラインの英語訳を公開するなどの透明性を高めることが必要である。

（6）留意事項について

- プロ責法第3条第2項第2号において、発信者への通知後、7日間を経過しても同意しない旨の回答がないときは削除しても発信者との関係で損害賠償責任が生じないとしているが、郵便による連絡を想定して7日間の期間を定めているところ、現在の状況を踏まえると、その期間を短縮すべきとの意見があった。
- 一定の行為を行っていれば完全に損害賠償責任を負わないとする米国型のセーフハーバー条項の導入については、機械的に削除される弊害があることや民法の過失責任の原則も踏まえつつ、その必要性を慎重に検

討することが必要であるとの意見があった。その一方で、プロバイダの判断を要さない点で合理的であり、折衷案として匿名については機械的な削除も認め、非匿名については慎重な手続を必要とするとの折衷的な制度設計に対する意見があった。

- 迅速な削除を進めるに当たっては、適法なものまで誤って削除される可能性があることに留意することが必要であるとの意見があった。

3. 迅速な発信者情報の開示について

裁判外における発信者情報の開示について、一定の場合における円滑な開示を促進するため、これまでの開示実績や裁判例を踏まえ、例えばIPアドレス等の開示基準の明確化など、ガイドラインを見直すことが必要である。

警告については、メールアドレスを開示しなくても、権利者からのメールをプロバイダが転送することで対応可能であることから、警告メールの転送を促す仕組みを設けることが必要である。また、具体的にどのような場合にプロバイダが適法に警告メールを転送することができるかについて検討することが必要である。

(1) 問題の所在について

- インターネット上で著作権侵害が発生した場合は、まずはその情報の発信者を特定することが必要であるが、そのためには、契約者情報等を保存しているプロバイダから発信者情報を開示してもらうことが必要であり、プロ責法は発信者情報開示制度を定めている。
- しかしながら、裁判外での開示は少なく、また裁判による開示は時間とコストが掛かることから迅速な権利行使が実現できていないとの指摘もある。また、ファイル共有ソフトによる著作権侵害については、管理者であるプロバイダがおらず、発信者に直接削除要請等をしなければならぬため、迅速な発信者情報開示が求められている。
- そのため、迅速な発信者情報開示について、現状の問題点や国際的動向を踏まえ、どのような方策が必要であるか検討を行った。

(2) 現行制度について

- プロ責法第4条第1項は、特定電気通信によって権利を侵害された者は、権利を侵害されたことが明らかであり、かつ、損害賠償請求権の行使など開示を受けるべき正当な理由があるときは、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求することができるとして、権利者に発信者情報開示

請求権を認めている。

- 権利者は裁判外でもプロバイダに対して発信者情報を開示請求することができるが、同条第4項において、開示請求にプロバイダが応じないことにより開示請求者に生じた侵害については、故意又は重大な過失があるときでなければ、プロバイダは賠償の責めに任じないとしている。
- これらは、立法当時、諸外国の制度も参考にしつつ、裁判上の権利に限定して認めようとしたものの、訴訟法上の手続として定めることは難しいとの理由から、実体法上の請求権として認めることとなったものとされている。しかしながら、発信者情報は通信の秘密に関する情報であるとともに一度開示されると回復することが困難であることから、原則として裁判所によって判断が行われるよう、要件が厳格になっているとされている。
- また、同条第2項は、プロバイダが自ら開示するかどうか判断する際は、当該発信者の意見を聴かなければならないとしている。
- 発信者情報の開示手続の円滑な運用を促すため、プロバイダと権利者団体による民間のガイドラインによって、基準の明確化を図っている。

(3) 問題点について

(裁判外における開示)

- プロバイダに対して裁判外での開示を求めても基本的には不開示となることが多く、わざわざ裁判でプロバイダに対して開示請求を行わなければならないと、多くの費用と時間が掛かっているとの指摘がある。
- 一部の大手プロバイダは裁判外におけるいくつかの開示実績があることから、一定の場合は開示することがあるが、実績のないプロバイダはほとんど開示することはないと言われている。
- 開示するに当たっては発信者の意見を聴かなければならないとあるが、その期限等については規定されておらず、また、ガイドラインにおいてもプロバイダが発信者に連絡をいつまで待つ必要があるのか明記されていない。実際、権利者がいくつかのプロバイダに対して開示を求めた際、その回答を得るまでの期間がプロバイダによって大きく異なっていたこともある。この点、請求があつて開示するかどうか回答するまでの期間について、標準処理期間のようなものを定めるべきとの指摘がある。
- また、現在のガイドラインでは、どのようなケースに開示できるかが具体的に示されておらず、ファイル共有ソフトについては、現時点において特定方法の信頼性について具体的な基準を設けることは難しく、W

i n M X 以外については裁判所の判断に基づいて開示を行うことが原則とされており、実態に合っていない。

(警告について)

- 現実的にはコストや手間の問題から、権利者は、侵害者全てについて訴訟提起することはできないことから、相当程度悪質な者を除いて、直ちに訴訟提起するわけではない。実際には、一定の警告手続を経た上で、それでも侵害を繰り返す場合に訴訟提起を検討することが通常である。こうした警告手続は、必ずしも裁判によらず円滑に解決できるADR（裁判外紛争手続）的な要素を持つとともに、裁判に至るための事実上の事前の手続としての性質も有する。しかしながら、インターネット上の著作権侵害の場合は、発信者情報を開示してもらわないと警告を行うことができない。
- 上記のとおり、裁判外における発信者情報の開示はほぼ実施されていないことから、現在は、警告を行う場合であっても発信者情報の開示を請求する訴えを裁判所に提起しなければならない状況になっている。しかしながら、警告を行うことは、発信者情報の開示を行わなくても、プロバイダの協力を得て警告メールを転送してもらうことで対応できる場合があるが、協力するプロバイダは一部にとどまっている。
- また、プロバイダが警告メールを転送する行為は、一部のプロバイダによって行われているが、どのような場合に行うことができるかについては明確になっていない。なお、警告メールの転送は、本人の同意なしに通信履歴を利用する行為であり、通信の秘密の侵害に該当するが、正当業務行為として認められる場合は、その違法性が阻却されると考えられている。
- 一方で、現行のプロ責法が前提としている発信者情報の開示は、基本的に開示に係る裁判提起を前提とし、プロバイダによる開示要件が非常に厳格となっていることから、上記プロセスとギャップが生じているとの指摘もある。

(裁判上の開示)

- 裁判上の開示については、仮処分によって開示が例外的に認められた裁判例もあるが、基本的には本案訴訟として開示請求訴訟を提起する必要があるため、多くの時間と費用を要する。
- 裁判において発信者情報開示請求を行う場合は、プロバイダも訴訟当事者となり、訴訟コスト等を負担しなければならないとの指摘もある。

(4) 国際的動向について

- アメリカでは、著作権法において、削除要請を出している場合は、裁判所の書記官の形式判断で発信者情報開示命令を出すことができるとされている。ただし、接続プロバイダについてはその対象となっていない。
また、訴訟法上、被告の住所や氏名を特定することなく、匿名で訴訟を提起することができ、裁判所の証拠開示手続の中で容易に発信者情報を開示することができる。(ただし、アメリカと日本は司法制度が大きく異なっていることに留意する必要がある。)
- 台湾では、著作権法において、アメリカと同様のセーフハーバー規定が設けられているが、接続プロバイダは著作権者からそのサービス利用者による著作権侵害関与の行為に関する通知を受け取った後、その通知を電子メールで利用者に転送したときは、免責される条件の1つである侵害対策措置を実施しているものとみなす旨の規定がある。

(5) 必要な対策について

- 裁判外における発信者情報の開示について、一定の場合における円滑な開示を促進するため、これまでの開示実績や仮処分等の裁判例を踏まえ、開示できるケースを明記するなど、ガイドラインを見直すことが必要である。特に、個人の特定に直接つながることのないIPアドレスやタイムスタンプの扱いについて、柔軟に対応することが望ましい。
- 警告については、メールアドレスを開示しなくても、権利者からのメールをプロバイダが転送することで対応可能であることから、警告メールの転送を促す仕組みを設けることが必要である。また、具体的にどのような場合にプロバイダが適法に警告メールを転送することができるかについて検討することが必要である。

(6) 留意事項について

- 発信者情報開示請求については、プロバイダが定める要件の充足について、特別な事情がある場合を除き、プロバイダが自身の判断のみで開示すべきではなく、裁判所の審査を経た上で開示すべきとの意見があった。
- 発信者情報開示については、侵害された権利を守るのではなく、裁判を受ける権利を保障することが重要であり、現在のプロバイダ法第4条第1項第1号の侵害の明白性の要件は削除し、同条第2号の開示すべき正当な理由の要件のみで判断すべきとの意見があった。
- インターネット社会における発信者を特定することが困難である中、権利者の裁判を受ける権利を確保するため、例えば、プロバイダを送達受

領代理人とできる制度を設け、発信者情報を開示することなく、匿名であっても損害賠償請求等を可能とするなど、諸外国の立法例やその運用実態を参考に、より迅速に権利救済を受けることができる制度を検討することが必要であるとの意見があった。一方で、司法制度の在り方に関わる大きな問題であり、その他の問題と併せて慎重に検討することが必要であるとの意見があった。

- 法律上の位置付けを与えるか否かは別にして、プロ責法制定時に議論されていた、第三者機関が発信者情報の開示を判断することによりプロバイダ自身による判断のリスクを排除するとともに、誤開示によって発信者に回復不可能な不利益がもたらされることを回避する方法も考えられるとの意見があった。

(以上)